

**地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所総合評価一般競争入札
事業者選定委員会設置要綱**

平成30年1月10日

(目的)

第1条 地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所契約事務取扱規程第10条に定める総合評価一般競争入札を実施するにあたり、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所総合評価一般競争入札事業者選定委員会（以下「委員会」という。）を設置するとともに、その運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 委員会は、副理事長、理事及び学識経験者をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年間とする。但し、補欠の委員は前任者の残任期間とする。
- 3 委員長は副理事長をもって充てる。
- 4 委員長は学識経験者である委員を任命する。

(運営)

第3条 委員会の会議は、委員長が招集し、議長となる。

- 2 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数の時は委員長が決する。
- 3 委員長は、委員会を招集できない場合は、各委員に議事を回付し可否を伺うことで議決に代えることができる。

(業務)

第4条 委員会は、次の事務を所掌する。

- ① 落札者決定基準の審査
- ② 落札者決定基準に基づく評価点の決定に係る審査

(庶務)

第5条 委員会の庶務は、総務部管理課が行う。

(委員報酬など)

第6条 学識経験者である委員の報酬及び費用弁償については、地方独立行政法人大阪健康安全基盤研究所委員会委員の報酬及び費用弁償に関する規程による。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか委員会に関する事項については、委員長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年1月10日から施行する。